彦根市人権啓発資料　　第56号

ゆきどけ

知らなかったことで生まれる差別や偏見
～人権三法って、なに？～

僕には、「人権」というのがあるらしい。みんなにもあるって。学校の先生は「人権を大切にしましょう」って言うんだ。

①

学校で勉強する、好きな服を着る、行きたい場所に行く、そんなことが自由にできるのは、僕の人権が守られているからなんだって。

②

でも、人権ってなに？人権って見えないし、ないとどうなるの？人権を大切にってどうやって？

③

先生の話は、難しくてよくわからないよ。…よし、じんけん先生に聞いてみよう。

④

降り積もった雪が、春の訪れによって融けていくように、私たち一人ひとりの心が融け合い、ぬくもりを感じることができるまちであってほしい。「ゆきどけ」のタイトルには、そんな思いがこめられています。

みんなで人権について考えてみよう。

じんけん先生、こんにちは。
学校で「『人権』を大切にしましょう」って言われたけど、人権が何かよくわからないんです。

難しいと感じるのは、どんなところかな？

インターネットで調べてみたけど、いろんな説明が出てきて、難しいなと感じました。

人権というのは、私たちが安心して幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別に関係なく、すべての人が生まれながらにもっている権利のことだよ。日本国憲法でもすべての国民に保障されているんだよ。

じゃあ、この前「あの子って話が全然合わなくて仲良くできそうにないよね。無視しよう。」って話してるのを聞いたことがあるけど、これも「人権」と関係がありますか？

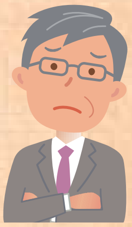

そうだね。話が合わないことを理由に無視するのは、殴る・蹴るといった「いじめ」と同じで、立派な人権侵害になるんだよ。それにしても、学校の中で仲間外れにされていることが起こっているのは悲しいことだね。

じゃあ、日本国憲法のほかに、みんなの人権を守るための法律はあるんですか？

2016年にできた法律を紹介しよう。「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」で、この3つを合わせて『人権三法』と呼んでいるんだ。今日は、これらの法律がどんなものか一緒に考えてみよう。

障　害　者

ところで、二人は街の中で障害のある人が困っているところを見かけたことがあるかな？

車いすに乗っている人を見たことがあります。お店の入口にある段差のせいで、入れなく困っておられた様子でした。

そういう時、お母さんは「こんにちは、何かお手伝いできることはないですか？」っていつも声をかけているよ。僕もいっしょにお手伝いしたことがあります。

声をかけることは勇気がいるけれど、その人が負担にならない範囲でサポートすることが大切なんだよ。
そのために、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」ができたんだ。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）とは？

この法律は、平成28年（2016年）4月1日より施行され、障害のある人もない人も、お互いに認め合いながら共生する社会をつくることを目的に、行政機関等や事業者に対して「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。また、滋賀県では令和元年（2019年）10月1日に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されました。この条例では、対象者を「すべての人」とし、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」を求めています。

法律上と条例上の区分

	障害を理由とする差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	してはいけません（法律上の義務）	しなければいけません（法律上の義務）
事業者	してはいけません（法律上の義務）	しなければいけません（条例上の義務）
個人	してはいけません（条例上の義務）	しなければいけません（条例上の義務）

※合理的配慮とは、行政機関や事業者などが、障害のある人に対して、過度な負担にならない範囲で、障害の特性に合った工夫や配慮をすることです。

ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチとは、特定の国の出身者やその子孫であるという理由だけで、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりすることを言うんだよ。

そう言えばこの前インターネットで「○○人は日本から出ていけ」という書き込みを見つけて、びっくりした。なんでこんなことを書くのか不思議に思いました。

「ヘイトスピーチ」は街中でデモ（主張を他に示す行為のこと）が行われることもあるんだ。法律ができてからデモは少なくなってきているけれど、インターネットでのヘイトスピーチは続いているんだよ。

もし、自分が外国で暮らしていて、そんな書き込みをされたら、悲しいいし、不安になって、困ってしまいます。

日本人も外国人も同じ日本で暮らしているんだから、みんな一緒に仲良く暮らしていけたらいいのにね。

憎しみや敵意を煽るヘイトデモやヘイトスピーチは許されない行為です。

お互いの国や人について、人の心の痛みを想像して理解するということが、差別をなくす第一歩です。

ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）とは？

この法律は、平成28年（2016年）6月3日に施行され、特定の民族や国籍の人々に対して、不安や差別意識を煽る差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重しあう社会を築くことを目指しています。

部落差別（同和問題）

二人は「部落差別（同和問題）」という言葉を知っているかな？

前に学校の授業で習ったことがある。差別されて結婚ができなかった人の話を聞いたことがある。でも、昔の話ですよね。

残念ながら、今も起こっていることなんだよ。
部落差別（同和問題）は日本固有の人権問題で、その地域のことを同和地区（被差別部落地域）などと呼んで、そこに住んでいるというだけで、日常生活で様々な差別を受けているんだ。
そういったことで結婚や就職ができないなんて、おかしいよね。

**人間は誰もが場所を選んで生まれてきたわけではありません。
出身地によって差別することは、重大な人権問題です。**

じゃあ、どうしたら部落差別（同和問題）をなくすことができるんですか？

まずは、私たち一人ひとりが正しい人権意識を持つことだね。そのために「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」ができたんだ。みんなが部落差別（同和問題）について理解すれば、差別のない明るく住みよいまちになるよ。

部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）とは？

この法律は、平成28年（2016年）12月16日に施行され、現在もなお部落差別が存在しているとともに、情報化に伴ってインターネット上への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目指しています。

過去、そして現在も起こっている人権侵害

これまで『人権三法』について一緒に考えてきたけれど、震災や感染症で人権侵害が起こっていることは知っているかな？

えっ？震災や感染症で人権侵害が起こっているなんて知りませんでした。

平成23年（2011年）3月11日に起こった「東日本大震災」で福島県の人たちに対する人権侵害があったんだよ。
地震による津波で原子力発電所事故が起こって、県外への避難を余儀なくされた小学生や中学生たちが、避難先の人たちから放射能に関する根拠のない思い込みや偏見でいじめを受けたんだよ。

震災に遭っただけでも大変なのに、どうしていじめが起こってしまうんだろう。

福島県からの避難者を受け入れることについては賛成すると頭では分かっていても、いざとなると思い込みや偏見、不安感が勝ってしまい、差別やいじめが起こってしまうのだろうね。

感染症による人権侵害って、何があるんですか？

最近では、新型コロナウイルス感染症でも人権侵害が起きているんだよ。インターネットでは、感染者やその家族、医療に従事している人などに対して差別的な発言やいじめなどが起きていて、苦しんでいる人がいるんだよ。また、感染が広まった時期に、商品が入ってこないという「噂やデマ」の影響による買い占めで、生活に必要なトイレットペーパーなどが品薄状態となって生活に困った人たちがいたんだよ。

スーパーでいろいろな品物がなくなっているのを見た時は、本当にびっくりしました。

目に見えない恐怖に煽られてしまうと、根拠のない理由や嘘の情報に惑わされて冷静な判断ができなくなり、いじめや差別をしてしまい、それが他の人にも伝染してしまうんだ。
だから、インターネットやSNSによる不確かな情報に基づく偏見や固定観念で物事を判断せず、しっかりと考えて情報を正しく判断して行動することが大切なんだよ。

インターネットはよく見るけど、情報が間違っているかもなんて思ったことなかった。これからは、よく考えるように気をつけます。じんけん先生、ありがとう！

みんなに優しくできるようになりたいな。じんけん先生、いろいろ教えてくれて本当にありがとう。

相手の立場に立ち、思いやりをもって行動することが大事なんだよ。噂や嘘の情報によって人権が侵害されないようにみんなが正確な知識を持ち、正しく理解することが大切なんだよ。
また、何かわからなければ、気軽においで、一緒に考えよう。

「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」といった『人権三法』に関心を持っていただくことはもちろん、日常生活や仕事など身近な周りの中で気づきにつなげていくことが大切です。

思い込みや偏見、噂や嘘の情報に惑わされず、冷静に判断しながら一人ひとりが行動することによって、私たちの社会を変えていくきっかけになります。

障害のある人もない人も、日本人も外国人も、出身地に関係なく、誰もが「幸せに暮らせるまち彦根」をつくっていくのは、私たちです。

人権三法をきっかけに、いろんな人権について、みんなで考えてみませんか。

「誰か」のこと　じゃない

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 同和問題（部落差別）を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- ＨＩＶ感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットによる人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

人権イメージキャラクター
人KENまもるくん

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

法務省「令和２年度」啓発活動強調事項

もし悩んだり、相談したい時は　こちらへ

【法務局相談窓口】　　**※相談は匿名も可能、秘密厳守**

みんなの人権110番（全国共通）	月～金	8:30～17:15	0570-003-110
子どもの人権110番（全国共通・無料）	月～金	8:30～17:15	0120-007-110
女性の人権ホットライン（全国共通）	月～金	8:30～17:15	0570-070-810
外国語人権相談ダイヤル（全国共通）	月～金	9:00～17:00	0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口　http://www.jinken.go.jp/

【市の人権相談窓口】

人権に関する相談	彦根市人権・福祉交流会館	月～金	8:30～17:15	25-0164
ウィズ総合相談	彦根市男女共同参画センター「ウィズ」	毎週水～金	13:00～16:00	21-5757
相談窓口がわからない時は	彦根市人権政策課	月～金	8:30～17:15	30-6115

その他各種相談について詳しくは、市のホームページをご覧ください。
https：//www.city.hikone.lg.jp/kurashi/sodan/5/index.html

この冊子は13,000部印刷し、一部あたりの単価は10円です。ただし、原稿作成等にかかる職員の人件費は含んでいません。
発行：2020年12月　　彦根市人権政策課